

# 甲南大学法科大学院入学試験問題について

2019 年度春入学

社会人特別選抜入学試験（12月選抜・12月2日分）

## 試験科目：刑事訴訟法

### 1：出題趣旨

#### 〔設問1〕

法197条1項の定める強制の処分に該当するか否かについて、判例にそって分析することを求めるものである。強制処分とは、個人の意思に反するなど憲法の保障する重要な権利を侵害するものであり、あらかじめ要件・効果を法定することが相当である処分をいう。これを本件にあてはめたとき、GPS装置違憲大法廷判例にそって、強制処分とすること、従って検証許可状など適切な強制処分許可状がない限り違法であることの摘示が求められている。

#### 〔設問2〕

医師の作成する診断書の証拠能力については、学識経験者による専門性に基づく性状把握であるから、一般的に伝聞例外としては321条4項によって証拠能力を認めることとなる。その趣旨を簡潔にまとめることが求められている。

#### 〔設問3〕

違法収集証拠排除法則を理由として証拠請求に反対する段取りを簡潔に整理することが求められている。①検察官の証拠調べ請求、②被告側の取り調べに異議がある旨の意見（規190条2項）、③裁判所による異議の理由に関する求釈明—被告側の違法収集証拠排除法則適用を要する理由の主張、④検察官側の証拠能力があることに関する証拠調べ請求、⑤その実施。⑥裁判所による証拠採用決定。⑥被告側による法309条1項異議。⑦裁判所による異議申立手続の処理。⑧証拠調べの実施。以上を簡潔にまとめることが求められている。

### 2：採点実感

#### 〔設問1〕

強制処分の定義（判例）を示し、事例に適用する点についてはよくできている。規範の整理とあてはめも適切なものが多い。本件を任意捜査として違法とするのは判例に照らして不相当である。

〔設問 2〕

321条4項による点の摘示は概ねできている。判例による基本知識であり、これを欠く場合には、厳しく評価することとなる。

〔設問 3〕

法科大学院の基本科目としての刑事訴訟法では、実務家として如何に手続を使うか、という観点からの学習が不可欠であるところ、証拠調べ請求手続にあたり、相手方当事者が違法収集証拠排除法則適用事案と主張するときの手続の流れは、基本知識である。しかし、これをまとめることができた答案は皆無である。また、証拠調べ請求に対する当事者の証拠意見（規190条2項）と、裁判所が証拠採用を決定したことに対する不服申し立てである異議（309条1項異議）を混同しているものが少なくない。

3：学習方法

実務の平明な解説、判例を軸に解説する教科書などを使って学習することが求められている。判例百選についても、問題の所在一判例による解決のための規範（法解釈）一事案処理のかたち（規範の使い方）をしっかりと学習することが肝要である。